

**議事日程（開会日） 令和6年12月5日 午前9時開会**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 行政報告について  
日程第 4 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について）  
日程第 5 議案第54号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について  
日程第 6 議案第55号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 7 議案第56号 木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 8 請願第 5号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願

**本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員（8名）**

1番	後藤紀子	2番	古村護
3番	鎌田鷹介	5番	加藤真人
6番	伊藤守	7番	服部芙二夫
8番	三輪一雅	9番	伊藤好博

**欠席議員（0名）**

**議場出席説明者**

町長	加藤隆	副町長	森清秀
教育長	伊藤芳彦	総務政策課長	小島裕紹
危機管理課長	坂倉丈夫	会計管理者	藤井光利
産業課長	中山重徳	建設課長	伊藤雅人
住民課長	伊藤正典	税務課長	神野美紀恵
教育課長	村上強	福祉課長	黒田和弘
子ども・健康課長	佐藤信恵	ふれあいの里所長	松本大

**事務局出席職員**

事務局長	多賀達人	議会事務局	鈴木琴音
------	------	-------	------

=====

**午前 9時 0分開会**

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

本日、令和6年第4回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸

般何かとご多用のところ、ご出席を賜わり厚く御礼申し上げます。また、加藤町長はじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。

今期定例会に提出されております議案につきましては、執行部提出議案4件でございます。いずれも重要な案件が提出されており、その詳細については、後ほど執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託にこたえるべく、十分なご審議を尽くしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、議会運営には、格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただ今より、令和6年第4回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットご覧のとおりです。

#### **日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（三輪一雅議員） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

3番議席、鎌田鷹介議員、5番議席、加藤真人議員のご両名を指名します。

#### **日程第2 会期の決定について**

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る11月29日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて、ご審査をいただいておりますので、議会運営委員長より、委員会の審査経過報告をお願いいたします。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫委員長。

○7番（服部英二夫議員） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

去る11月29日午前9時より、議会運営委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくと共に、地方自治法並びに議会会議規則の規定に基づき、議長並びに副議長の出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席のもとに、令和6年第4回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審査経過と結果を報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、町長、担当課長より、その議案の概要説明を受けて審査に入りました。

説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本定例会初日に提出されます議案は、専決処分事項の承認案件1件、一般会計の補正予算案1件、特別会計の補正予算案1件、条例の一部改正案1件の4件で、他に請願案1件、合わせて5件であります。

これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識いたしまして、全て今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申しました審議議案の状況を考慮し、本会議で議案を審議するものとして、会期については、本日5日から12日までの8日間とし、十分にご審議を尽くしていただくことで承認いたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程はこの後、加藤町長より行政報告を行っていただくこととしております。

この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、最初に承認第2号を上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑、討論、採決を行っていただくこととしています。

次に、議案第54号から議案第56号の3議案を一括上程させていただきます。この上程しました3議案について、加藤町長に提案理由説明を求め、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。

次に、請願第5号の請願書1件を審議させていただきます。この度の請願書は委員会付託を行わず、本会議で審査していただくこととして、上程後に紹介議員から趣旨説明を受け、質疑、討論、採決を行っていただきます。

以上をもって、令和6年第4回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、本定例会での議案等の審議については、委員会付託を省略して本会議で審議すべきとなりました。

次に、定例会は、12月10日午前9時より再開していただき、最初に一般質問を行っていただきます。

一般質問の通告は、7名の方が通告されており、この一般質問の取扱いを審査しましたところ、それぞれ受付順に質問し答弁をいただくこととしましたので、よろしくお願いたします。

なお、発言は、町議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えたのち、議案第54号から議案第56号までの3議案を一括上程し、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。

以上をもって、10日の本会議は散会とさせていただきます。

次に、定例会最終日は、12月12日午前9時より再開し、議案第54号から議案第56号までの3議案を一括上程し、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は、一括討論とさせていただきますが、議案採決については、それぞれ一議案ごとに行っていただきます。

次に、初日に提案される請願1件が採択された時には、ここで発議案として意見書の提出について、ご審議をいただく予定であります。

以上の審議の終了をもって、閉会宣言をしていただき、令和6年第4回定例会は閉会とさせていただきます。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和6年12月5日、議会運営委員会委員長、服部英二夫。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審査ご苦労さまでございました。

ここで、皆様にお諮りします。

ただ今、議会運営委員長より、今期定例会の会期は、本日12月5日から12月12日までの8日間とする旨のご報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月12日までの8日間といたしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月12日までの8日間と決定いたしました。

### 日程第3 行政報告について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第3、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長より、行政報告をお願いいたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆様、おはようございます。

今年の秋はいつのまにか終わってしまいまして、早くも、今年も12月を迎えました。今日、ようやく寒さを感じる朝だと、そんな感じがいたしました。そうした中、本日令和6年第4回の木曾岬町議会定例会を招集させていただき、議員の皆様方には、早朝からご参集賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会に上程いただきます議案は、各会計の補正予算案、条例の一部改正案など、いずれも重要な案件でございます。何卒、十分にご審議を尽くしていただきますようお願いいたします。

それでは早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まず、国や県に対する要望活動につきましては、毎年、各省庁や関係機関への要望活動について、夏季と秋季要望がございます。本日は、秋季要望について、その概要を報告させていただきます。

まず、木曾川下流河川事務所管内の3県4市1町で構成をいたします、木曾三川下流改

修工事ならびに同じく公園建設の両促進期成同盟会では、国土交通省に対して10月3日に中部地方整備局、10月11日には国交省と関係の国会議員に、切迫する南海トラフ地震に備え、河川施設等の直轄事業の耐震対策に必要な予算の確保を要望いたしました。

更にもその上で、町の単独要望活動として、11月13日に木曾川下流河川事務所の川上所長に、14日には中部地方整備局の堀河川調査官、後藤公園調整官に要望をいたし、21日には国土交通省へ面談を申し入れまして、廣瀬技監をはじめ、水管理・国土保全局の井崎次長、都市局の高橋官房審議官や主要な幹部・担当者に面談をさせていただいて、本町の安全・安心のための木曾川左岸堤の課題及び木曾川左岸河口部への公園整備等について要望させていただいたところでございます。

11月26日には、道路関連4団体の全国大会に参加いたしまして、その後、町独自で国交省OBの参議院議員足立敏之先生を訪ね、当町の課題や気候変動による河川整備計画の見直しの必要性が高まってきている中で、木曾川左岸堤の一部が現在の計画に入っていない事から、この機会に、整備計画の見直しの中で木曾川左岸堤の耐震工事を入れていただくように要望をさせていただいたところでございます。

続いて、国土交通省では、治水課の田中流域治水企画官、河川計画課では、森本課長をはじめ、久保企画室長、小澤調整室長、菅技術調整官ら主要な担当者に治水対策についてと公園整備とサイクルツーリズム、木曾岬干拓地の河川堤と緑地帯の整備など、特にスーパー堤防的な発想を提案させていただいたところでございまして、水と緑の親水空間に皆さんが楽しんでいただけるようなゾーンとか、或いは、ツーリングで愛知・岐阜・三重の各市町村を結ぶ木曾三川の魅力の創造など、河川の浚渫の活用と併せて提案させていただき、ぜひ検討していただく様に要望をさせていただき、都市局の次長からは、国営公園としては整備が難しいが、地域資源を生かした様々な選択肢で検討していった方が、よいのではないかとアドバイスをいただくなど、非常に有意義な要望活動をさせていただいて参りました。

なお、廣瀬技監との面談の折には、衆議院の中川康洋議員、参議院の吉川ゆうみ議員、山本佐知子議員の3名に同席をいただき、アドバイスをいただいたところでございます。

次に、農林関係の要望活動につきましては、国土交通省水管理・国土保全局の水資源部中込部長に対し、かんがい排水施設の適切な維持管理とともに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図られるよう予算確保の要望を行うと共に、11月12日には、農林水産省農村振興局の前島局長ほか幹部の方々、また翌13日には、財務省主計局宇波主計局長ほか幹部に対して、防災・減災、国土強靱化を強力かつ計画的に進めていただくための農業農村整備事業予算の確保を要望いたして参りました。

一方、三重県町村会では、国・県への要望活動として、三重県知事と県議会正副議長、更には、県議会の各常任委員長さん方に要望をさせていただき、また、東京にて県下選出の国会議員さんへの要望活動等、幅広く要望・提言活動を展開して参りました。

また、要望活動ではございませんが、7月2日には、中部直轄河川治水期成同盟会連合会の定期総会が静岡県伊豆市で開催され、三重県代表として三重県下の直轄河川の治水事業を加速化し、一層強力に推進していただくよう意見発表をさせていただき、10月28日には、東京の砂防会館で開催された「水害に対する危機管理能力向上研修（トップフォーラム）」に参加をさせていただき、まず、危機管理の心構えをテーマに元内閣危機管理監で現在、東京大学客員教授をされている伊藤哲朗先生の講義を受け、特に、緊急事態対応の方法や手順としての効果について、更には、緊急事態発生時には、リーダーとして十分な情報がない中、事態を見通し、迅速な対処方針を決断する必要がある、勇気を持って決断してもらいたいとお話をいただきました。緊急事態から国家国民を守る重い責任を背負っておられたトップの経験から、貴重な講義を受け、また、熊本県人吉市の松岡市長からは、頻発・激甚化している豪雨による大災害を経験され、その対応と対策について発表され、共々、貴重な講習会となりました。

私は、国土交通省中部地方整備局管内を代表して、意見発表をさせていただきました。木曾岬町は海拔ゼロメートル地帯の水郷輪中の町でございまして、木曾三川下流域は水との闘いの歴史があり、伊勢湾台風によって、多くの尊い命を奪われた経験から、尊い教訓が残されておりまして、更には、輪中地帯には、水害から身を守る為の先人の知恵が生かされております。輪中堤防によって町を守っていますが、洪水には効果を発揮しますが、高潮や津波に対しては、輪中は、危険度が高くなる。輪中地帯では、宅地内に高台を築き、水屋、倉を建てて備蓄や避難場所となっており、伊勢湾台風後の復興住宅として建築され、弥富市鍋田町には、今も復興住宅が残されており、国交省の歴代の防災課長や幹部の方々には、視察をいただいて、見分を広めていただいております。高台の無い地域や避難する時間の無い時の垂直避難として、命を守る先人の知恵を紹介させていただきました。

このような講義や意見交換などを通じて、国土交通省幹部等との直接対話や全国から参加された10の市町村長との水害時の被害軽減のための取組、災害対応における課題・問題意識について情報共有や意見交換をさせていただくことができ、非常に有意義なトップフォーラムでございました。

以上のことを申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の行政報告が終わりました。

日程第4 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について）

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第4、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について）を上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、これは、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について、その提案理由を申し上げます。

本年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙および第26回最高裁判所裁判官国民審査にかかる所要額について、補正予算を専決処分しましたので、この承認を求めるところでございます。その補正額は、既決予算額に歳入歳出それぞれ500万円を追加いたしまして、予算総額を37億9,600万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、何卒、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について）説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるというものでございます。

下段、提案理由でございます。

衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙に係る経費を執行する必要性が生じ、早急の対応を要するため、令和6年度木曾岬町一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるとあるというものでございます。

次のページでは、専決処分書。また、その次のページには、補正予算書を添付させていただいております。

令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に、歳入歳出それぞれ500万円を追加いたしまして、予算の総額を37億9,600万円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定しておるものでございます。

それでは次に、詳細な説明をさせていただきますが、選挙執行経費のみの承認案件ということでございますので、今回は事業別の予算書の説明ではなく、予算書内の歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきますのでご了承ください。

はじめに、歳入でございます。歳入では、15款、県支出金、3項1目、総務費委託金におきまして、衆議院議員総選挙委託金といたしまして、500万円を受け入れるというものでございます。

続く、歳出では、2款の総務費、4項3目の衆議院議員総選挙費におきまして、608万5,000円を計上いたしております。令和6年10月27日に執行されました第50回、衆議院議員総選挙及び第26回、最高裁判所裁判官国民審査の執行管理に要する経費を計上するものでございまして、1節の報酬から13節の使用料及び賃借料まで、計6つの節におきまして、それぞれ所要の額を計上しているものでございます。

続く、11款、予備費では、108万5,000円の減額を行っております。地方自治法の定める予備費で、本補正予算の歳入歳出の均衡を図るというものでございます。

以上、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

承認第2号について、ご質疑があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論はないようですので、これにて討論を終結します。

これより、上程されております議案の採決に入ります。

日程第4、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第54号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）  
について

日程第6 議案第55号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算  
（第2号）について

日程第7 議案第56号 木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の  
公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（三輪一雅議員） 続いて、日程第5、議案第54号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第7、議案第56号、木曾岬町議会

議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、議案第54号から議案第56号までの3議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第54号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加いたしまして、予算の総額を38億1,600万円とするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。

総務費では、戸籍の標準化および住基情報関連システムや、高度情報処理対策費および自主運行バス事業費において事業費の精査により減額を行うものでございます。

民生費では、こども園の空調設備の取替工事に要する経費や、障害者自立支援給付費の報酬改定に伴うシステム改修費などを追加計上しております。

続く、衛生費では、予防費および出産・子育て応援事業において、前年度実績に伴う返還金を計上するものでございます。

消防費では、消防事務の委託先である桑名市で事務経費の増額が行われたことに伴う委託料の増額を行うと共に、令和7年2月に開催を予定しております防災訓練の際に配布する防災グッズの購入に要する経費を追加計上し、教育費では、小中学校における非常勤講師の報酬の一部が町費対応から県費対応へと変更となったことに伴う減額を行う一方で、中学校の空調設備の取替工事に要する経費を追加計上するものでございます。

これらに対し、歳入予算では、各種事業に対する国・県支出金および、空調設備取替工事に係る繰入金や町債を計上するものでございます。

次に、議案第55号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ256万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を6億5,843万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、介護給付費負担金、地域支援事業交付金において、支給見込みによる国・県支払基金からの交付金を追加計上し、歳出では、高額介護サービス費や通所型サービス事業に係る負担金を支給見込みにより追加計上するものでございます。

次に、議案第56号、木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、選挙運動の公営に関する上限単価や限度額を改正する必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、上程を賜りました3議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、十分にご審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第54号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

令和6年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加いたしまして、予算の総額を、38億1,600万円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正に定めることを、規定をしているものでございます。

なお、繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費補正で、2つの事業について金額をお示しし、債務負担行為につきましては、第3表、債務負担行為補正で8つの事項について、それぞれの期間及び限度額を追加し、1つの事業について、期間の変更を行っております。

また、地方債につきましては、第4表、地方債補正で、1つの起債の目的について、補正後の限度額をお示ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは次に、令和6年度12月補正予算、予算事業概要書にて説明をさせていただきます。

今回補正をお願いしようとする会計は、一般会計と介護保険特別会計で、その補正額は、一般会計で2,000万円を増額、また、介護保険特別会計で256万9,000円を増額いたしまして、全8会計での、補正後の予算額を62億5,687万8,000円とするものでございます。

本資料には、一般会計及び介護保険特別会計の補正予算の内容について、それぞれの要点を記載させていただいております。

まず初めに、一般会計補正予算の内容についてでございます。歳入の要点について、このたびの補正では、5つの款において、それぞれ所要の補正を行っております。

国庫支出金では、社会保障税番号制度システム整備費補助金や、障害者自立支援給付費負担金などの増額を行っております。

続く、県支出金では、行旅病人扶助料負担金を増額する一方で、交付決定に伴って、移譲事務交付金を減額し、繰入金では、一般財源の増額に伴いまして、財政調整基金繰入金を増額いたしているものでございます。

続く、諸収入では、消防団員等公務災害補償等共済基金助成金などで増額をし、町債では、こども園の空調設備の更新工事の実施に伴って、施設整備事業債で増額をするものでございます。

以上が歳入の主な内容となります。

次に、歳出の要点についてでございますが、このたびの補正予算では6つの款において、それぞれ所要の補正を行っており、本資料ではそれらの概要について記載をさせていただいております。

これらの詳細につきましては、この後、担当課ごとに説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、資料の最下段には、介護保険特別会計の補正予算の内容についても記載をさせていただいております。この詳細につきましても、後程担当課より説明をさせていただきます。

それでは、一般会計補正予算につきまして歳出予算書、事業説明を用いまして、総務政策課より順に説明をさせていただきます。

事業名、一般管理経費、補正予算額は182万8,000円でございます。コピー機の使用枚数の増加に伴う補正でございまして、需用費では、不足するコピー用紙とトナー、ドラムの購入費用、また、使用料では、コピー機、特にカラーコピー機の使用料をそれぞれ計上するものでございます。

なお、特定財源として100万円を計上しておりました移譲事務交付金につきましては、交付額の決定に伴いまして、24万9,000円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、事業名、予備費、補正予算額は81万7,000円の増額でございます。地方自治法の定める予備費で、本補正予算の歳入歳出の均衡を図るものでございます。

総務政策課分は以上でございます。

**○住民課長（伊藤正典課長）** 続きまして、住民課所管分の主要事業について、説明をさせていただきます。

事業名、戸籍住民基本台帳費、補正予算額229万3,000円の減額でございます。振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システムの改修事業のほか、3つの事業の契約において、契約差金が生じておりますので、各々減額をさせていただくものでございます。財源内訳の国庫支出金は、戸籍情報システム改修事業において、社会保障税番号制度システ

ム整備費補助金の交付決定を受けたものでございます。

続きまして、事業名、火葬場運営事業、補正予算額 33 万円の増額でございます。本年度実施した定期点検において、再燃炉バーナーのオーバーホールが必要となったものによるものでございます。

住民課所管分は以上でございます。

**○福祉課長（黒田和弘課長）** 続きまして、福祉課所管部分でございます。

事業名、行旅病人扶助料では、補正予算額 26 万円でございます。行旅死亡人の火葬などの対応にかかる費用を追加するもので、県支出金を財源としております。

次に、事業名、老人ホーム措置費では、補正額 7 万円でございます。高齢者虐待による緊急措置 1 名分を追加するものでございます。

次に、事業名、介護保険特別会計繰出金では、補正額 44 万 7,000 円でございます。高額介護サービスや通所型サービス事業の給付見込みの精査及び他市町の地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント負担金につきまして、定められた負担割合に基づく介護保険特別会計への繰出金を追加させていただくものでございます。

事業名、障がい者福祉費では、補正額 153 万 3,000 円でございます。令和 6 年度の障害者自立支援給付費の報酬改定等に伴うシステム改修に要する費用で、費用の 2 分の 1 は国庫支出金を財源としております。

福祉課所管部分のご説明は以上でございます。

**○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）** 続きまして、子ども・健康課所管部分について説明させていただきます。

事業名、子育て支援事業では、補正予算額 5 万 2,000 円でございます。現在策定中の第 3 期子ども・子育て支援事業計画において、子ども子育て会議の開催回数を追加することになったことから、委員報酬を追加させていただくものでございます。

事業名、こども園運営費では、補正予算額、27 万 6,000 円でございます。こども園の ICT 教育保育活動に活用している大型液晶テレビが故障し、修理できないことから、追加させていただくものでございます。

事業名、維持管理費では、補正予算額 1,250 万円でございます。こちらは、こども園の空調設備改修の設計業務完了に伴い、配管工事が追加で必要となったことから、すでに予算計上していた工事請負費に不足が生じるため、追加するものでございます。費用については、地方債を財源としております。

事業名、予防費では、補正予算額 471 万円でございます。令和 4 年度及び 5 年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金及び補助金の実績に伴う、超過交付分の返還金でございます。

事業名、出産・子育て応援事業では、補正予算額 93 万 3,000 円でございます。令和 4 年度及び令和 5 年度の出産子育て応援交付金に係る国庫補助金及び県補助金の実績に

伴う超過交付分の返還金でございます。

以上が、子ども・健康課所管部分の説明でございます。

**○危機管理課長（坂倉丈夫課長）** 続きまして、危機管理課所管部分についてご説明させていただきます。

事業名、高度情報処理対策費、補正予算額553万6,000円の減額でございます。電算関係業務委託料の決算見込みによる、委託料の減額を行うものでございます。

続きまして、事業名、自主運行バス運行事業費、補正予算額866万4,000円の減額でございます。自主運行バス運行管理委託料の決算見込みによる、委託料の減額を行うものでございます。

続きまして、事業名、消防事務委託事業、補正予算額459万6,000円の増額でございます。消防事務委託料について、消防事務の委託先である桑名市におきまして、人事院勧告及び退職者の増加等に伴う、長島木曾岬分署に係る消防事務経費の増額が行われたため、負担割合に基づき委託料の増額を行うものでございます。

続きまして、事業名、消防団活動費、歳入予算の財源振替でございます。消防団員の公務災害防止のために、防火帽と防火用長靴を購入する安全装備品整備事業に対する助成金、38万6,000円の受け入れによる財源振替を行うもので、財源内訳のその他を増額する一方、一般財源を減額するものでございます。

続きまして、事業名、災害対策経費、補正予算額74万8,000円の増額でございます。2月9日に実施いたします、令和6年度木曾岬町防災訓練の参加者に配布する防災グッズの購入経費として、需用費を増額するもので、避難所で活用いただけるブランケット、ネックピロー、アイマスクなどの避難待機セットを1,000個購入するものでございます。また、愛媛県で開催されます、タイムライン防災・全国ネットワーク国民会議の定期総会参加に伴う旅費の増額を行うものでございます。

危機管理課所管部分の説明につきましては、以上でございます。

**○教育課長（村上 強課長）** 続きまして、教育課所管部分について説明させていただきます。

事業名、放課後子ども教室推進事業では、補正予算額15万5,000円の減額でございます。小学校インターナショナルデーを土曜日に実施し、その代休日である翌週月曜日において、従来はバスを借り上げた上で、社会見学を実施しておりましたが、今年度、社会見学を取り止め、北部公民館において、料理教室を実施させていただきました。この社会見学事業中止による関係経費に係る使用料及び賃借料の減額となります。

事業名、学校給食運営費では、補正予算額7万4,000円の増額でございます。袋麺の納入業者が、本年度末で給食納品を休止するとの連絡がありました。来年度からは新しい納入業者で購入計画しておりますが、納品形態が従来施設ごと、クラス分け納品から、給食センターへの一括納品となります。納品後、給食センターにおいてクラス仕分け

をするため、必要となる保温コンテナを購入します。小学校用のみ7個購入し、こども園と中学校用は保有品で対応いたします。この必要経費にかかる需用費の増額となります。

事業名、給食センター維持管理経費では、補正予算額13万9,000円の増額でございます。給食調理器フードスライサーと真空冷却機の部品交換が必要であり、修繕を行うため、需用費の増額となります。

事業名、学校維持管理経費では、補正予算額997万7,000円の増額でございます。令和7年度において、車椅子生徒が新一年生として入学予定です。バリアフリー対応のため、本館と西館をつなぐ三階渡り廊下への滑り止め処理及び中学校体育館の出入口に設置する可搬式スロープ購入を行います。滑り止め処理として、需用費25万3,000円、スロープ購入として備品購入費15万4,000円の増額となります。また、本館職員室系統の空調機については、効きが悪い状況であり、修繕もできない古い形式であることから、取替工事を行います。工期は4か月を想定しており、5月完成となることから、繰越明許費としております。工事請負費957万円の増額となります。

以上が、教育課所管部分であり、また、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についてのご説明でございます。

よろしくお願いいたします。

**○福祉課長（黒田和弘課長）** 続きまして、議案第55号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ256万9,000円を追加し、予算の総額を6億5,843万6,000円とするものがございます。第2項では、補正の款項の区分及び金額を第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものがございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入では4つの款と、それに付随する6つの項において、また、歳出では3つの款と、それに付随する3つの項において、それぞれ256万9,000円を追加し、補正後の予算額を6億5,843万6,000円とするものがございます。

それでは、詳細につきまして、歳入歳出予算の事業説明にてご説明をさせていただきます。

まず、事業名、高額介護サービス費では、補正額136万円でございます。高額介護サービス費の給付におきまして、給付見込みの精査により不足すると思われる事業負担金を追加するものがございます。

次に、事業名、介護予防生活支援サービス事業費では、補正額221万円でございます。通所型サービス事業負担金の見込みの精査により、不足と思われる事業負担金の追加

が主なもので、その他、補正理由欄に記載のとおりでございます。

事業名、予備費では、100万1,000円を減額し、歳入歳出の予算調整をさせていただきます。

以上が、議案第55号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

**○総務政策課長（小島裕紹課長）** 続きまして、議案第56号について説明を申し上げます。

木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動の公営に関する限度額を改正する必要がある。木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

このたびの条例改正は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用のビラの作成、選挙運動用のポスターの作成、それぞれの上限単価や限度額を増額しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明をさせていただきます。第4条第2号では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額のうち、一般運送契約以外の契約について規定をいたしております。このうち、アでは、自動車の借り入れ契約につきまして、これまで1日につき1万5,800円だったものを1万6,100円に、また、続くイでは、燃料の供給に関する契約について、これまで1日につき7,560円だったものを7,700円にそれぞれ単価の改正を行うものでございます。

なお、町議会議員選挙、町長選挙、共に選挙運動期間は最長で5日となりますので、それぞれの限度額は、自動車の借り入れ契約が8万500円、燃料の供給に関する契約が3万8,500円となります。

続く、第8条では、選挙運動用のビラの作成の公費負担額について規定をしております。1枚当たりの作成単価を7円51銭から、7円73銭に改正を行うものでございます。

なお、町議会議員選挙では、ビラの作成上限枚数が1,600枚となっていることから、限度額は1万2,368円。また、町長選挙では、ビラの作成上限枚数が5,000枚となっておりますので、限度額は3万8,650円となります。

続く、第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額について規定をしております。1枚当たりの作成単価を525円6銭から541円31銭に、また、限度額を算出する際に用います加算額を、31万500円から31万6,250円に改正を行うもので

ございます。

なお、町議会議員選挙、町長選挙、共にポスター掲示場の数は27か所を予定しておりますので、ポスターの上限枚数は27枚、上限単価は1万2,255円、限度額は33万885円となります。

ページ、条例本文まで戻りまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

なお、今回の改正内容を含め、選挙公営の対象と限度額につきましては、別添の議案第56号参考資料にて、一覧表にまとめさせていただいております。

今ご覧いただいております資料の黄色い着色部分が、先ほどご説明をさせていただきました、今回改正された内容となりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、木曾岬町議会議員及び木曾岬町町の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の各議案の詳細説明が終わりました。

ただいま上程しましたそれぞれの議案の質疑は、12月10日に行います。

ここで、休憩を入れたいと思います。再開は、10時10分からいたします。

午前 9時53分休憩

午前10時10分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第8 請願第5号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第8、請願第5号を上程し、これを議題といたします。

議会事務局長に、請願文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長（多賀達人事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 多賀議会事務局長。

○議会事務局長（多賀達人事務局長） それでは、お手元タブレットの請願文書表をご覧ください。1件の請願が提出されております。

受理番号、受理年月日、件名、請願の要旨、請願者の住所及び氏名、紹介議員氏名の順で朗読をさせていただきます。

受理番号5、令和6年11月8日、「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願につきましては、別紙「再審法改正を求める意見書」を採択して下さい。

請願者は、記載の1名、紹介議員は、鎌田鷹介議員でございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 請願書の審議については、会議冒頭に議会運営委員長より委員会付託を省略して、本会議において審議する旨の報告がなされました。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま上程しました請願の審議については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認めます。よって、上程しました請願第5号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、請願の審議に入ります。

日程第8、請願第5号について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長、3番。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 請願書の趣旨説明を申し上げます。

別紙の請願書の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

請願第5号、「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願でございます。

請願の趣旨といたしまして、別紙「再審法改正を求める意見書」を採択して下さい。

請願の理由は、やってもいない犯罪で有罪とされる、えん罪は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が再審であり、その手続を定めた法律のことを再審法と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編再審がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、再審のルールが存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。例えば、滋賀県で発生した湖東事件では、再審開始決定が確定した後になってようやく、警察が再審開始決定確定まで検察官に送致していなかった証拠が開示され、その中に事件性を否定する重要な証拠が含まれていました。これらの証拠について、裁判長

は「そのうち一つでも適切に開示されていれば、本件は起訴されていなかったかもしれません」とコメントしたのです。このような不正義を放置しておくことはできません。

しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の２段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることとなりますので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

検察官の不服申立てがなされると、再審開始決定が出されているにも拘らず、即時抗告審・特別抗告審のため、審理が数年あるいは十年以上の単位で長期化します。これにより、迅速なえん罪被害者の救済が実現されず妨げられています。例えば、袴田事件では、第２次再審請求審において、２０１４年（平成２６年）３月２７日、静岡地方裁判所で再審開始決定がなされましたが、この決定が２０２３年（令和５年）３月に確定するまでに実に９年を要しました。

えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいますし、大崎事件（９７歳）や袴田事件（８８歳）のように、相当の高齢となっている方もいます。このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

そこで、日本弁護士連合会は、２０１９年（令和元年）１０月４日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。また、２０２３年（令和５年）２月１７日付けで刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書を取りまとめ、同年７月１３日付けで改訂し、法務大臣宛てに提出しました。

当会も、２０２３年（令和５年）５月２９日付けで再審法改正を求める総会決議を全会一致で採択しました。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきだと考えます。

そこで、別紙意見書を採択していただきたく請願をいたしました。

別紙意見書としまして、えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を

護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

ゆえに、国におかれては、再審法を速やかに改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

以上でございます。

**○議長（三輪一雅議員）** ありがとうございます。ただいま請願の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第5号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三輪一雅議員）** ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

続きまして、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三輪一雅議員）** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより上程されています請願書の採決を行います。

日程第8、請願第5号、「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第8、請願第5号は採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前10時22分散会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には慎重なご審議をありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には、詳細な説明をいただきありがとうございました。

なお、一般質問日は12月10日午前9時から再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

ご苦勞様でございました。